

婦人関係調査資料 No. 68

労働災害家族の生活実態に関する調査

— 結 果 報 告 書 —

昭和50年11月

労 働 省 婦 人 少 年 局

は し が き

労働省婦人少年局では、労働者家族福祉増進の見地から、労働者家族の問題とその福祉対策についてかねてから調査研究・啓発活動をすすめてきたが、なかでも労働災害がその家族に及ぼす影響について、昭和44年以来調査を実施し、関係法令の改正にも資してきたところである。今回は、労働災害により重度の障害を受けた労働者の家族について、生活の現状並びに夫の被災による生活の変化の実態を明らかにするために調査を実施した。

調査の実施にあたり、ご協力いただいた対象者をはじめ、関係機関の各位に厚くお礼申し上げる。

昭和51年3月

労 働 省 婦 人 少 年 局

目 次

はしがき	
調査の概要	1
調査結果	4
I 被災に関する状況	4
II 家族の状況	6
III 妻の就労	9
1. 被災時の状況	9
2. 現在の状況	10
IV 夫の就労	13
V 夫の介護と妻の生活時間	16
1. 夫の介護	16
2. 妻の生活時間	19
VI 家計の状況	24
1. 被災による影響	24
2. 現在の家計	27
(1) 収入	27
イ 公的年金	28
ロ 家族の稼働による収入	28
(2) 支出	29

Ⅷ 妻の意識	30
1. 相談相手	30
2. 困り事等	30
(1) 家計のこと	31
(2) 夫のこと	31
(3) 妻のこと	32
(4) 子供のこと	32
(5) 家庭全般のこと	33
(6) その他	33
3. 要望	34

統 計 表 目 次

I 被災に関する状況 4

I - 1 表 被災事業所の業種別世帯数	4
I - 2 表 被災事業所の規模別世帯数	4
I - 3 表 障害等級別世帯数	5
I - 4 表 障害部位別世帯数	5
I - 5 表 被災時期別世帯数	5
I - 6 表 年金支給決定までの期間別世帯数	5

II 家族の状況 6

II - 1 表 現在の住居の種類別世帯数	6
II - 2 表 被災時および現在の家族員数別世帯数	6
II - 3 表 被災時および現在の就労者数別世帯数	7
II - 4 表 夫と妻の年令別世帯数	7
II - 5 表 家計維持者別世帯数	8
II - 6 表 18才未満の子供の数別世帯数	8
II - 7 表 子供の就学状況別世帯数	8

III 妻の就労状況 9

III - 1 表 夫被災時の就労状況別対象者数	9
III - 2 表 夫被災後の離転職の有無別被災時就労中の対象者数	9
III - 3 表 離転職と夫の被災との関係の有無別対象者数	10

■ - 4 表 現在の就労状況別対象者数	10
■ - 5 表 資格・免許の保有状況別対象者数	11
■ - 6 表 資格・免許の活用状況別現在就労中の対象者数	11
■ - 7 表 資格・免許種類別現在の就労への活用率	11
■ - 8 表 現在就労している妻の子どもの保育状況別世帯数	12
■ - 9 表 就労希望の者の不就労理由別対象者数	12

IV 夫の就労 13

IV - 1 表 等級別夫の現在の就労状況別世帯数	13
IV - 2 表 部位別夫の現在の就労状況別世帯数	14
IV - 3 表 夫の被災事業所退職の有無別世帯数	14
IV - 4 表 夫の退職理由と被災との関係の有無別世帯数	15
IV - 5 表 夫の復職までの期間別世帯数	15
IV - 6 表 被災から再就職までの期間別世帯数	15

V 夫の介護と妻の生活時間 16

V - 1 表 等級別夫の介護の有無および介護内容別世帯数	16
V - 2 表 部位別夫の介護の有無および介護内容別世帯数	17
V - 3 表 夫に要する特別の支出月額階層別世帯数	17
V - 4 表 夫に要する特別の支出の種類別世帯数	18
V - 5 表 夫の介護者別世帯数	18
V - 6 表 夫に要する介護時間別世帯数	18
V - 7 表 生活時間別対象者数	19
V - 8 表 ほしい時間別対象者数	19
V - 9 表 夫の介護時間別もっとほしい時間別対象者数	20

(附 帯 調 査)

V-10表	就労状況別対象者数	20
V-11表	就労状況別特別に夫の介護を必要とする日の有無別対象者数	21
V-12表	就労状況別休日の有無別対象者数	21
V-13表	就労状況別生活時間の種類別平均時間数(平日)	22
V-14表	" (特別夫の介護を必要とする日)	22
V-15表	" (妻の休日)	22

VI 家 計 の 状 況 24

VI-1表	被災にともなう支給金の種類別世帯数	24
VI-2表	退職にともなう支給金の種類別退職者世帯数	24
VI-3表	第三者からの損害賠償金の有無別世帯数	25
VI-4表	家計への影響の有無別世帯数	25
VI-5表	就学中の子供への影響の有無別世帯数	25
VI-6表	就学中の子供への影響内容別世帯数	26
VI-7表	被災時の影響のきりぬけ方別世帯数	27
VI-8表	世帯の収入費目別世帯数	27
VI-9表	世帯の総収入額階層別公的年金の占める割合別世帯数	27
VI-10表	費目別収入額階層別世帯数	28
VI-11表	世帯の総収入額階層別総支出額階層別世帯数	29

VII 妻 の 意 識 30

VII-1表	相談相手別対象者数	30
VII-2表	困り事の内容別対象者数	30
VII-3表	要望の有無別対象者数	34
VII-4表	要望別緊急順位別対象者数	35

付 錄

調査票	39
本調査用	39
附帯調査用	43
労働者災害補償保険について	45
1. 保険給付	45
(1) 障害補償年金	45
(2) 障害等級	45
(3) 障害部位	48
(4) スライド制	49
2. 労災保険の給付と他の諸制度との関係	50
(1) 労働基準法との関係	50
(2) 損害賠償との関係	50
(3) 厚生年金・国民年金等公的年金との調整	50
3. 保険施設（保険サービス）	51

調査の概要

1 調査の目的

労働災害により重度の障害を受けた労働者の妻の生活を中心に、家族の生活の現状及び夫の被災による生活の変化の実態を明らかにして、労働者家族福祉対策の基礎資料とする。

2 調査の範囲

(1) 地域

全国

(2) 対象

イ 本調査

昭和47年4月1日から昭和50年3月末日までの3年間に労働者災害補償保険の障害補償年金（障害等級1級～7級）の支給決定がなされた者（14,309名）のうちから、一定の方法で選定した3,500名（女子、非妻帯者等本調査対象者たりえない者を含む。）について、その妻を対象とする。

ロ 附帯調査（生活時間調査）

イの対象者のうち、夫の障害等級1級～3級の者で、妻の介護を要する者396名を対象とする。

3 調査の時期

昭和50年11月1日～12月15日

4 調査の方法

(1) 本調査

婦人少年局・婦人少年室職員、及び統計調査員による実施他計。^地

(2) 附帯調査（生活時間調査）

本調査実施時に附帯調査票を配布し、生活時間記録の記入を求めた。

5 調査項目

(1) 本調査に関する事項

- イ 家族の状況
- ロ 妻の就労状況
- ハ 夫の就労状況
- ニ 夫の介護の状況
- ホ 妻の生活時間
- ヘ 家計の状況
- ト 子どもの就学への影響
- チ 妻の意識

(2) 附帯調査(生活時間調査)に関する事項

- イ 平日の妻の生活時間
- ロ 特別な日の妻の生活時間
- ハ 休日の妻の生活時間

6 調査機関

労働省婦人少年局

7 回収結果

(1) 本調査

イ 回収数	1,934
うち有効回収数	1,909
ロ 非対象者数	911
(選定された3,500名のうち、本調査実施の対象者となりえなかった者)	
(イ) 被災者が女子	621
(ロ) 被災者が非妻帯者	284
(ハ) 被災者が死亡	6
ハ 調査不能数	655
(イ) 妻の長期不在	41
(ロ) 転居先不明	5

(1) 調査拒否	2 6
（2）その他（遠隔地転居等）	5 8 3
(2) 附帯調査（生活時間調査）	
回収数	3 3 5
うち有効数	2 7 7

調査結果

I 被災に関する状況

被災者（夫）を業種別にみると、半数近くは製造業、3割は建設事業、1割は運輸業で被災し、また規模別にみると、30人未満の事業所に半数近くが集中している（I-1表、I-2表）。

I-1表 被災事業所の業種別世帯数

業種	計	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	運輸業	電気・ガス・水道業	その他の事業
実数	1,909	79	17	120	514	896	159	10	14
%	100.0	4.1	0.9	6.3	26.9	47.0	8.3	0.5	6.0

I-2表 被災事業所の規模別世帯数

規模	計	30人未満	30人～99人	100人～299人	300人～499人	500人～999人	1,000人以上	事務組合
実数	1,909	860	399	227	70	60	120	173
%	100.0	45.0	20.9	11.9	3.7	3.1	6.3	9.1

被災者の障害等級をみると、1級から3級の重度障害者が3割、4級から7級の者が残りの7割を占めている（I-3表）。障害部位では上肢が4割と最も多く、ついで下肢が2割、頭部や胴体がそれぞれ1割となっている（I-4表）。

I-3表 障害等級別世帯数

障害等級	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
実数	1,909	245	56	255	272	305	339	437
%	100.0	12.8	2.9	13.4	14.2	16.0	17.8	22.9

I-4表 障害部位別世帯数

障害部位	計	頭部	頸部	胴体	上肢	下肢	複合部位	その他
実数	1,909	222	45	205	754	324	181	178
%	100.0	11.6	2.4	10.7	39.5	17.0	9.5	9.3

割

被災時から傷病が治って障害補償給付を受けるまでの期間が6カ月未満の者が2割強と最も多く、1年以上2年未満の者がついでいるが、5年以上の者も若干みられる(I-5表、I-6表)。(障害補償給付、障害等級、障害部位については附録参照)。

I-5表 被災時期別世帯数

被災時期	計	48年	47年	46年	45年	44年以前
実数	1,909	448	503	383	267	308
%	100.0	23.5	26.3	20.1	14.0	16.1

I-6表 被災時から治ゆまでの期間別世帯数

治ゆまでの期間	計	6カ月未満	6カ月以上～1年未満	1年以上～2年未満	2年以上～3年未満	3年以上～4年未満	4年以上～5年未満	5年以上
実数	1,909	465	358	431	275	206	61	131
%	100.0	24.4	18.7	22.6	13.4	10.8	3.2	6.9

II 家族の状況

対象者世帯のうち、現在、自分の持家に住んでいるものは7割、これに公営の賃貸住宅も加え、比較的居住条件が安定していると考えられるものは8割を占めており、また、平均家族員数は、被災時と同じく4人である(II-1表、II-2表)。

II-1表 現在の住居の種類別世帯数

住居の種類	計	持家	社宅	公営の賃貸住宅	民間の賃貸住宅	その他
実数	1,909	1,361	92	139	290	27
%	100.0	71.3	4.8	7.3	15.2	1.4

注 公務員宿舎は社宅に、公団、公社の住宅は公営の賃貸住宅に含まれる。

II-2表 被災時および現在の家族員数別世帯数

家族員数 時期	計	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	平均家 族員数	
被災時	実数	1,909	63	239	363	591	343	310	4.0人
	%	100.0	3.3	12.5	19.0	31.0	18.0	16.2	
現在	実数	1,909	—	281	368	617	335	308	4.1人
	%	100.0	—	14.7	19.3	32.3	17.6	16.1	

注 被災時、現在の夫と世帯をともにしていなかつた妻については、当時の夫の世帯の家族員数は夫以外の者が不明のため、便宜上夫1人として集計した。

家族員中の就労者は、被災時・現在とも2人の世帯が4割以上と最も多いため、被災時に比べ現在は、就労者2人以上の世帯の減少や就労者の全くいない世帯が現われたことなどにより、平均就労者数は当時の2.0人から1.8人に減じている(II-3表)。

夫と妻の年令をみると、被災当時夫は40才代、妻は30才代がそれぞれ3割と最も多くを占めていたが、現在夫の4割は50才を超えて、妻も40才代が3割

で最も多くなっている(Ⅱ-4表)。

Ⅱ-3表 被災時および現在の就労者数別世帯数

就労者数 時期	計	0人	1人	2人	3人	4人以上	平均有業者数
被災時	実数	1,909	—	551	920	269	169
	%	100.0	—	28.9	48.2	14.1	8.8
現在	実数	1,909	137	595	801	249	127
	%	100.0	7.2	31.2	42.0	13.0	6.6

Ⅱ-4表 夫と妻の年令別世帯数

年令 時期	計	30才未満	30才～39才	40才～49才	50才～	不明	平均年令
夫	被災時 実数	1,909	224	562	574	547	2 42.9才
	%	100.0	11.7	29.4	30.1	28.7	0.1
妻	現 在 実数	1,909	100	428	621	760	— 46.9才
	%	100.0	5.3	22.4	32.5	39.8	—
妻	被災時 実数	④1,846	312	608	542	379	5 40.1才
	%	100.0	16.9	32.9	29.4	20.5	0.3
妻	現 在 実数	1,909	190	528	630	556	5 43.4才
	%	100.0	9.9	27.7	33.0	29.1	0.3

■ 夫の被災時、現在の夫とすでに世帯をともにしていた者の計

被災時は主たる家計維持者が夫であった世帯が殆んどであるが、現在では年金による収入を含めても夫が主たる家計維持者である世帯は、7割に減少している。一方これに対し、妻が主たる家計維持者となっている世帯は当時の1割から3割に、子供が主たる家計維持者となっている世帯が4.8%から1割へとそれぞれ増加し、主たる家計維持者に変化がみられる(Ⅱ-5表)。

なお、子供の状況についてみると、被災時および現在とも18才未満の子供がない世帯と子供2人の世帯が多く、平均子供数は被災時1.3人、現在1.1人で

ある。また学令前又は就学中の子供のいた世帯をみると、被災時の7割から現在は6割に減少しているが、それぞれ小学生のある世帯、学令前の子供のある世帯が多い(Ⅱ-6表、Ⅱ-7表)。

Ⅰ-5表 家計維持者別世帯数

家計維持者 時期		計	夫	妻	親	子ども	その他	不明
被災時	実 数	1,846	1,767	185	40	89	8	27
	%	100.0	95.7	10.0	2.2	4.8	0.4	1.5
現在	実 数	1,909	1,373	530	49	208	20	26
	%	100.0	71.9	27.8	2.6	10.9	1.0	1.4

(多答)

Ⅰ-6表 18才未満の子供の数別世帯数

18才未満の子供数 時期		計	0人	1人	2人	3人	4人以上	平均 子供数
被災時	実 数	1,846	583	446	570	205	42	1.3人
	%	100.0	31.6	24.1	30.9	11.1	2.3	
現在	実 数	1,909	779	401	559	146	24	1.1人
	%	100.0	40.8	21.0	29.3	7.6	1.3	

Ⅰ-7表 子供の就学状況別世帯数

就学状況 時期		計	あり(多答)						なし
小計	未就学児		小学生	中学生	高校生	大学生			
被災時	実数	1,846	1,340	559	598	417	317	54	506
	%	100.0	72.6	30.3	32.4	22.6	17.2	2.9	27.4
		100.0	41.7	44.6	31.1	23.7	4.0		
現在	実数	1,909	1,210	403	556	360	348	86	699
	%	100.0	63.4	21.1	29.1	18.9	18.2	4.5	36.6
		100.0	33.3	46.0	29.8	28.8	7.1		

III 妻の就労

1 被災時の状況

夫の被災時に、就労していた妻は6割以上を占め、うち雇用者が半数、農業従事者が3割、ついで内職者の順となっているが、これら就労中の妻の4割が夫の被災後それまでの仕事を変わったりやめたりしている(■-1表、■-2表)。そして、それら離転職した者のうち7割以上が夫の被災を原因としている(■-3表)。

■-1表 夫被災時の就労状況別対象者数

就労状況	計	あり(多答)						なし
		小計	つとめ	農業	農業以外 自営業	内職	その他	
実数	1,846	1,201	606	329	83	186	29	645
%		100.0	65.1	32.8	17.8	4.5	1.6	34.9
		100.0	50.5	27.4	6.9	15.5	2.4	

（脚）被災時、現在の夫とすでに生計をともにしていた者の計

■-2表 夫被災後の離転職の有無別被災時就労中の対象者数

離転職の状況	就労者 計	就労上の変化あり			変わらない	不明
		小計	仕事を 變った	仕事を やめた		
実数	1,201	515	275	240	685	1
%	100.0	42.9	22.9	20.0	57.0	0.1

I-3表 離転職と夫の被災との関係の有無別対象者数

被災との関係		就労上の変化あり		
		計	仕事を変わった	仕事をやめた
実 数	計	515	275	240
	夫の被災と関係あり	381	206	175
	夫の被災と関係なし	129	64	65
%	不明	5	5	—
	計	100.0	100.0	100.0
	関係あり	74.0	74.9	72.9
	関係なし	25.0	23.3	27.1
不 明		1.0	1.8	—

2 現在の状況

現在、就労中の者は夫の被災当時の6.5%から6.8%へとやや増え、雇用者内職者等が増加している反面、農業従事者が減少している(I-4表)。

I-4表 現在の就労状況別対象者数

就労状況	計	就労(多答)						不就労
		小計	つとめ	農業	農業以外の自営業	内職	その他	
実 数	1,909	1,306	721	270	107	228	47	603
%	100.0	68.4	37.8	14.1	5.6	11.9	2.5	31.6
		100.0	55.2	20.7	8.2	17.5	3.6	

妻のうち、就労に役立つ資格や免許をもっている者は2割強で、就労中の者のうちでこれらの有資格者が2割強であることと比較してみても、就労と資格の有無の間に特に関連はみられない。妻全体では、「運転免許」、「和洋裁、編物」、「珠算・簿記」の順に資格・免許を持つ者が多いが、就労中の者に限ってみれば、珠算・簿記よりは「看護婦・助産婦・保健婦」の資格をもつ者が多い(I-5表、I-6表)。

さらに、資格・免許の種類ごとに、持っている資格・免許を実際に現在の就労に活用している者の割合をみると、保有者の多い「運転免許」や「珠算・簿記」の活用率2割強よりは、むしろ保有者の少ない「教師」、「看護婦・助産婦・保健婦」の活用率が5割近くと高い(■-7表)。

また、学令前の子供をかかえながら就労している妻(219名)のうち、保育施設にあづけているものは6割と最も多く、本人が仕事をしながらみている世帯や本人以外の家族がみている世帯がそれぞれ2割と続いている(■-8表)。

なお、就労していない妻の7割以上は就労を望みながらも、「家事・育児」、「自分の病弱」、「夫の世話」等の理由により就労ができないとしている(■-9表)。

■-5表 資格・免許の保有状況別対象者数

資格・免許の保有状況	計	資格・免許あり(多答)												資格・免許なし
		小計	教員	看護婦 助産婦 保健婦	タイプ	珠算 簿記	調理師	理容師 美容師	茶華書	道道道	和洋編	裁裁物	運転免許	
総実数	1,909	433	15	35	18	52	26	23	18	96	203	27	1,476	
数%	100.0	22.7	0.8	1.8	0.9	3.0	1.4	1.2	0.9	5.0	10.6	1.4	77.3	

■-6表 資格・免許の活用状況別現在就労中の対象者数

就労者 計	就労者で 資格・免 許を有す る者 計	活用あり(多答)												活用 なし
		小計	教員	看護婦 助産婦 保健婦	タイプ	珠算 簿記	調理師	理容師 美容師	茶華書	道道道	和洋編	裁裁物	運転免許	
実数	1,306	301	127	7	16	3	14	8	7	1	31	45	5	174
%	100.0	23.0	9.7											57.8
		100.0	42.2											

■-7表 資格・免許の種類別現在の就労への活用率

資格・免許の種類 活用状況		計	教員 保母	看護婦 助産婦 保健婦	タイプ	珠算 簿記	調理師	理容師 美容師	茶華書	道道道	和洋編	裁裁物	運転免許	その他
実数	妻全体での 保有者 就労への活 用者	433	15	35	18	57	26	23	18	96	203	27		
%		127	7	16	3	14	8	7	1	31	45	5		
活用率		29.3	46.7	45.7	16.7	24.6	30.8	30.4	15.6	32.3	22.2	18.5		

■一八表 現在就労している妻の子供の保育状況別世帯数

保育 状況	就労者 計	未就学児あり(多答)										をし
		小計	公営の保育施設にあずける	民間の保育施設にあずける	職場の保育施設にあずける	家族がみている	本人が仕事をしながらみている	家族以外の人につめらう	誰もみる人がいない	その他		
実数	1,306	219	94	49	2	40	48	7	2	2	1,087	
%	100.0	16.8									83.2	
		100.0	42.9	22.4	0.9	18.3	19.6	3.2	0.9	0.9		

■一九表 就労希望の妻の不就労理由別対象者数

不就労状況	不就労者 計	仕事につきたいがつけない(多答)							仕事につく気なし	不明
		小計	夫の世話	家事・育児	自分の病弱	適当な仕事をし	その他			
実数	603	441	123	146	131	56	34	158	4	
%	100.0	73.1						25.2	0.7	
		100.0	27.9	33.3	29.7	12.7	7.7			

IV 夫の就労

現在、就労中の者は 6 割強で、そのうち 8 割以上は雇用者である。

等級別にみると、重度障害者である 1 級から 3 級では不就労者が 6 割強を占め、3 割強の就労者のうちでは、6 割以上を雇用者が占めている。

IV-1 表 等級別夫の現在の就労状況別世帯数

就労状況 等級	計	就 労 (多答)						不就労	
		小 計	つとめ	農 業	農業以外 の自営業	内 職	その他		
実 数	計	1,909	1,208	1,002	79	71	56	15	701
	1-3級	556	186	121	3	22	36	5	370
	4-7級	1,353	1,022	881	96	49	20	10	331
% %	計	100.0	63.3	52.5	4.1	3.7	2.9	0.8	36.7
		100.0	82.9	6.5	5.9	4.6	1.2		
	1-3級	100.0	33.5	21.8	0.5	4.0	6.5	0.9	66.5
		100.0	65.1	1.6	11.8	19.4	8.1		
4-7級	100.0	75.5	65.1	5.6	3.6	1.5	0.7	24.5	
		100.0	86.2	9.4	4.8	2.0	1.0		

他方、4 級から 7 級では、就労者が 7 割以上を占め、そのうちの 9 割近くが雇用者となっており、また雇用者以外では内職者よりはむしろ農業従事者や他の自営業者が多い (IV-1 表)。部位別にみると、上肢、下肢に障害を受けた者には就労者が多く、そのほとんどは雇用者である。一方頭部・頸部・胴体の者には不就労者が多いが、胴体の者には他の部位より内職者の割合が高い (IV-2 表)。

なお、6 割近くの者が被災事業所を退職しているが、そのほとんどが被災を直接・間接の原因にあげている。現在もひきつづき被災事業所に勤務している者 4 割のうちでは、復職までに 3 年以上かかったという者もいるが、平均すれば 1 年で復職している。また、被災事業所に在職しているが休職中の者は 2 % である。一方、あらたに別の事業所に再就職している者は、退職者の 2 割を占め、再就職

まで平均2、3年かかっているが、5年以上の期間のあった者もみうけられる（IV-3表、IV-4表、IV-5表、IV-6表）。

IV-2表 部位別夫の現在の就労状況別世帯数

部位	就労状況 計	就 労 (多答)						不就労	
		小 計	つとめ	農 業	農業以外 の自営業	内 職	そ の 他		
実 数	計	1,909	1,208	1,002	79	71	56	15	701
	頭 部	222	80	65	9	5	2	1	142
	頸 部	45	13	10	3	0	1	0	32
	胸 体	205	100	59	6	12	21	3	105
	上 肢	754	622	561	26	30	6	4	132
	下 肢	324	225	183	20	12	13	2	99
	複合部位	181	105	83	14	4	3	2	76
	その他の	178	63	41	1	8	10	3	115
%	計	100.0	63.3	52.5	4.1	3.7	2.9	0.8	36.7
	頭 部	100.0	36.0	29.3	4.1	2.3	0.9	0.5	64.0
	頸 部	100.0	28.9	22.2	6.7	—	2.2	—	71.1
	胸 体	100.0	48.8	28.8	2.9	5.9	10.2	1.5	51.2
	上 肢	100.0	82.5	74.4	3.4	4.0	0.8	0.5	17.5
	下 肢	100.0	69.4	56.5	6.2	3.7	4.0	0.6	30.6
	複合部位	100.0	58.0	45.9	7.7	2.2	1.7	1.1	42.0
	その他の	100.0	35.4	23.0	0.6	4.5	5.6	1.7	64.6

IV-3表 夫の被災事業所退職の有無別世帯数

退職の有無	在 職 中	退 職					
		小 計	被災事業所 に勤務中	被災事業所 を休職中	小 計	別の事業所 に勤務中	つとめを していない
実 数	1,909	791	758	33	1,118	211	907
%	100.0	41.4	39.7	1.7	58.6	11.1	47.5
		100.0	95.8	4.2	100.0	18.9	81.1

IV-4表 夫の退職理由と被災との関係の有無別世帯数

被災との関係	退職者 計	被災と関係あり	被災と関係なし	不明
実 数	1,118	958	124	36
%	100.0	85.7	11.1	3.2

IV-5表 夫の復職までの期間別世帯数

復職までの期間	復職者 計	3カ月未満	3カ月以上～6カ月未満	6カ月以上～1年未満	1年以上～2年未満	2年以上～3年未満	3年以上	復職までの平均期間
実 数	758	63	132	210	212	84	57	1.0年
%	100.0	8.3	17.4	27.7	28.0	11.1	7.5	

IV-6表 被災から再就職までの期間別世帯数

再就職までの期間	再就職者 計	6カ月未満	6カ月以上～1年未満	1年以上～2年未満	2年以上～3年未満	3年以上～4年未満	4年以上～5年未満	5年以上	不明	再就職までの平均期間
実数	211	21	19	53	47	34	14	16	7	2.3年
%	100.0	10.0	9.0	25.1	22.3	16.1	6.6	7.6	3.3	

V 夫の介護と妻の生活時間

1 夫の介護

7割以上の妻が、現在、夫の日常生活に特別な介護や気くばりをしている。その半数以上は「精神的な安定への気くばり」をしており、夫の精神面への配慮の重要さがあらわれている。重度障害者である1級から3級までの者にとっては、気くばりのはか行動への手助けが多く、「入浴・清拭の手助け」が6割、「洗面・食事・着替え・用便時の手助け」が5割を超える、「歩行の手助け」も4割近くが必要としている。また、4級から7級の者については、日常の行動に手助けが必要な者はそれぞれ1/4強である(V-1表)。さらに障害部位でみると、頭部・胴体に障害のある者では半数が行動への手助けを必要とし、補装具によりかなり行動範囲が広くなる下肢の障害を除き、他の部位については3割以上が直接的な手助けを必要としている(V-2表)。

V-1表 等級別夫の介護の有無及び介護内容別世帯数

障害等級 △ 介護内容	計	あり(多答)									とくになし
		小計	洗面・食事・着替え・用便時の手助け	入浴・清拭の手助け	歩行の手助け	食事内容つくり方の気くばり	過労にならぬようばかり	神経をいたさない気くばり	その他		
実数	計	1,909	1,440	657	684	276	329	775	941	227	469
	1級～3級	556	497	307	323	203	178	235	310	94	59
	4級～7級	1,353	943	350	350	73	151	540	631	133	410
%	計	100.0	75.4	34.5	35.8	14.4	17.2	40.6	49.3	11.8	25.6
	1級～3級	100.0	89.4	55.2	58.1	36.5	32.0	42.3	55.8	16.9	10.6
	4級～7級	100.0	69.7	25.9	26.7	5.4	11.2	39.9	46.6	9.8	30.3

また、経済的な負担の面では、調査対象の3割強が被災に関連して夫に特別の支出があり、その支出額をみると、5,000円～7,000円台を中心にして1,000円～3,000円台から1万円～1万3,000円台に主として分布している(V-3表、V-4表)。

V-2表 部位別夫の介護の有無及び介護内容別世帯数

部位	内容	計	あり(多答)								なし
			小計	洗面・食事・着がえ・用便の手助け	入浴・清拭の手助け	歩行の手助け	食事内容・つくり方の気くばり	過労にならないよう気くばり	神経をいらだたせないよう気くばり	その他	
実数	計	1,909	1440	657	684	276	329	775	941	227	469
	頭部	222	190	78	71	59	59	103	141	36	32
	頸部	45	40	23	24	12	9	16	23	7	5
	胴体	205	187	101	102	66	63	97	115	36	18
	上肢	754	523	262	268	3	75	254	322	65	231
	下肢	324	244	53	69	56	43	144	145	26	80
	複合部位	181	137	66	66	28	26	79	91	23	44
%	計	100.0	75.4	34.4	35.8	14.5	17.2	40.6	49.3	11.9	24.6
	頭部	100.0	85.6	35.1	32.0	26.6	26.6	46.4	63.5	16.2	14.4
	頸部	100.0	88.9	51.1	53.3	26.7	20.0	35.6	51.1	15.6	11.1
	胴体	100.0	96.2	49.3	49.8	32.2	30.7	47.3	56.1	17.6	8.8
	上肢	100.0	69.4	34.7	35.5	0.4	99	33.7	42.7	8.6	30.6
	下肢	100.0	75.3	16.4	26.3	17.3	13.3	44.4	44.8	8.0	24.7
	複合部位	100.0	75.7	36.5	36.5	15.5	14.4	43.6	50.3	12.7	24.3
その他	計	100.0	66.8	41.6	47.2	29.2	30.3	46.1	59.6	19.1	33.1

V-3表 夫に要する特別の支出月額階層別世帯数

支出あり	1,000円未満	1,000円~3,000未満	3,000円~5,000未満	5,000円~7,000未満	7,000円~1万未満	1万円~1万3,000未満
計	623	30	91	82	114	46
						92
1万3,000円~1万5,000未満	1万5,000円~1万7,000未満	1万7,000円~2万未満	2万円以上	不明		
16	22	9	113	8		

V-4表 夫に要する特別の支出の種類別世帯数

支出の種類	計	あり(多答)							なし
		小計	世話をしてくれる人への手当	特別の食費	特別の衣料費	特別の寝具費	交通費	その他	
実数	1,909	623	21	73	124	62	320	363	1,286
%	100.0	32.6	1.1	3.8	6.5	3.2	16.8	19.0	67.4
月平均支出額		円	円	円	円	円	円	円	
		10,873	14,357	10,484	3,979	3,053	5,936	8,763	

夫の介護は、殆んどの場合妻が中心で家族やその他の者に介護をまかせているケースはごくまれである(V-5表)。

V-5表 夫の介護者別世帯数

	被介護者 計	介護者					世話をする 人がいない
		妻	家族	家族以外の 人	その他		
実数	1,483	1,383	48	6	43	3	
%	100.0	93.3	3.2	0.4	29	0.2	

特別な介護や気くばりを受ける夫のうち、気くばりだけの者を除き、実際に介護を受ける者が7割以上を占め、その半数が1時間から3時間くらいを1日の介護時間としている(V-6表)。

V-6表 夫に要する介護時間別世帯数

介護時間	被介護者 計	0	30分未満	30分~1時間未満	1時間~2時間未満	2時間~3時間未満	3時間~4時間未満	4時間~6時間未満	6時間~8時間未満	8時間以上	不明
実数	1,483	375	56	166	357	227	103	104	28	43	24
%	100.0	25.3	3.8	11.2	24.1	15.3	6.9	7.0	1.9	2.9	1.6

2 妻の生活時間

妻の生活時間のうち、どんな時間がもっと欲しいかということについてみると、4割の者が特にないとしているが、もっと時間が欲しいという残りの6割の者の中では、半数以上が「休息・娯楽・趣味」に、4割強が「睡眠」の時間を望んでおり、精神的な解放や疲労の回復に対する願いをもち、さらに3割弱の者が「家事・育児」を充実したいという意向をもっている（V-7表、V-8表、V-9表）。

V-7表 妻の生活時間別対象者数

項目	有無	実 数			%			平均時間数
		不明除外計	あり	なし	計	あり	なし	
計		1,879	1,879	0	100.0	100.0	—	24時間00分
夫の世話		1,879	1,068	811	100.0	56.8	43.2	1~12~
家事・育児		1,879	1,854	25	100.0	98.7	1.3	5~08~
仕 事		1,879	1,306	573	100.0	69.5	30.5	5~23~
休息・娯楽・趣味		1,879	1,708	171	100.0	90.9	9.1	2~38~
睡 眠		1,879	1,879	0	100.0	100.0	—	7~29~
そ の 他		1,879	1,408	471	100.0	74.9	25.1	2~10~

V-8表 ほしい時間別対象者数

ほしい 時間	計	ほしい時間あり（多答）							とくに ない	不 明
		小 計	夫の世話	家事・ 育 児	仕 事	休息・娯 楽・趣味	睡 眠	その他		
実数		1,909	1,128	102	305	159	722	425	68	759
%		100.0	59.1	5.3	16.0	8.3	37.8	22.3	3.6	39.8
		100.0	94	27.0	14.2	64.0	37.7	6.0		1.2

V-9表 妻の要する夫の介護時間別もつとほしい時間別対象者数

介護時間 ほしい時間	妻の介護 時間あり 計	30分 未満	30分～ 1時間 未満	1時間～ 2時間 未満	2時間～ 3時間 未満	3時間～ 4時間 未満	4時間～ 6時間 未満	6時間～ 8時間 未満	8時間 以上	不明
		未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	以上	
計	1,068	52	172	365	215	94	103	26	40	1
夫の世話	82	0	9	20	20	14	11	2	5	1
家事・育児	170	10	24	68	35	19	7	2	5	0
仕事	104	2	13	28	23	10	15	5	8	0
休息・娯楽・趣味	462	19	64	149	95	50	48	13	24	0
睡眠	280	11	48	94	54	18	33	11	11	0
その他	41	3	7	11	7	4	7	0	2	0
とくにない	346	21	67	131	68	21	26	6	6	0

(注) 介護時間要する者のうち、もつとほしい時間の有無について回答した者の計 (多答)

妻の生活時間については、本調査実施時に夫の障害等級が1級から3級までの者(556名)のうち、妻が日常夫を介護している者(396名、うち有効回収数277)を対象に生活時間の記録を、本調査実施後、附帯調査として依頼した(V-10表、V-11表)。記入日は、通常の日、夫の介護時間が特別に多くなる日、さらに収入を伴う仕事を持っている妻には仕事が休みの日のうち本調査時点に最も近い日とした。なお、夫の介護に要する時間が特別に多くなる日としては、夫の外出日が大部分で、入浴日や具合の悪い日の記録などがあられる。妻の休日としては殆んどが月4回をあげているが、雇用者のうち休日に家業(3名)や内職(3名)といった仕事時間をもつ者もある(V-12表)。

V-10表 就労状況別附帯調査対象者数

就労状況	計	雇用者	家業	内職	無職
実数	277	90	37	35	115
%	100.0	32.5	13.4	12.6	41.5

V-11表 就労状況別特別に夫の介護をする日の有無別対象者数

就労状況	実 数			%		
	計	有	無	計	有	無
計	277	67	210	100.0	24.2	75.8
雇用者	90	21	69	100.0	23.3	76.7
家業	37	6	31	100.0	16.2	83.8
内職	35	10	25	100.0	28.6	71.4
無職	115	30	85	100.0	26.1	73.9

V-12表 就労状況別休日の有無別対象者数

就労状況	実 数			%		
	有業者計	有	無	有業者計	有	無
計	162	106	56	100.0	65.4	34.6
雇用者	90	84	6	100.0	93.3	6.7
家業	37	11	26	100.0	29.7	70.3
内職	35	11	24	100.0	31.4	68.6

(註) 雇用者で家業にも従事している者(3) 及び内職をしている者(3)。

記録の上で注目されるのは、生活時間の中に10分から20分程度の介護時間がたびたび記録されていること、さらに睡眠時間中に2回から4回にわたる介護時間のある者が目立つた点である。また、余暇時間が少なく、しかもその内容が「テレビ」に集中しており、休日も同様の傾向がみられることが注目される(V-13表, V-14表, V-15表, V-1図)。

なお、これらの結果を、「昭和48年度NHK国民生活時間調査」の婦人の生活時間と比較してみると、余暇時間やその他の時間に開きがみられる(V-2図)。

V-13表 生活時間の種類別平均時間数(平日)

就労状況 生活時間	計	有業者				無職
		小計	雇用者	家業	内職	
夫の世話	時間 分					
	2#35#	1#48#	1#21#	2#34#	2#10#	3#40#
家事・育児	5#21#	4#01#	3#34#	4#11#	5#03#	7#14#
仕事	4#33#	8#17#	8#54#	6#23#	6#23#	0#
余暇	1#50#	1#18#	1#19#	1#17#	1#16#	2#35#
睡眠	7#25#	7#18#	7#13#	7#35#	7#15#	7#35#
その他	1#57#	1#31#	1#22#	1#53#	1#45#	2#30#
計	23#41#	24#13#	23#43#	23#53#	23#52#	23#34#

V-14表 就労状況別生活時間の種類別平均生活時間数
(特別夫の介護をする日)

就労状況 生活時間	計	有業者				無職
		小計	雇用者	家業	内職	
夫の世話	時間 分					
	6#24#	6#09#	6#01#	8#08#	5#16#	6#51#
家事・育児	5#19#	4#58#	4#44#	5#40#	5#04#	5#33#
仕事	1#15#	2#16#	0#50#	0#40#	3#01#	0#
余暇	1#42#	1#27#	1#14#	1#43#	1#45#	2#02#
睡眠	7#09#	7#10#	7#22#	6#30#	7#09#	7#09#
その他	1#59#	1#46#	1#53#	1#28#	1#45#	2#14#
計	23#38#	23#46#	23#04#	24#09#	24#00#	23#49#

V-15表 就労状況別生活時間の種類別平均生活時間数(妻の休日)

就労状況 生活時間	有業者計	雇用者	家業	内職
	2時間08分	2時間08分	2時間29分	1時間46分
夫の世話	6#59#	7#03#	7#25#	6#16#
家事・育児	0#17#	0#21#	0#0#	0#0#
仕事	3#09#	3#37#	3#33#	3#59#
余暇	8#23#	8#30#	7#01#	8#50#
睡眠	2#26#	2#24#	2#50#	2#15#
その他	23#22#	24#03#	23#18#	23#06#

V-1図 平日の妻の生活時間

雇用者	1時間 21分	3時間34分	8時間54分		1時間 19分	7時間13分	1時間 22分	2時間43分
	夫の世話	家事・育児	仕事	余暇	睡眠		その他	
無職	3時間40分	7時間14分	2時間 35分	7時間35分	2時間 30分		2時間34分	

(注) 仕事時間には、就労時間のほか、通勤、組合活動が含まれる。また、並行して2つ以上の行為をしている場合には、どちらが主かの判断により主たる行為の生活時間に含まれる。

V-2図 平日の婦人の生活時間
(昭和48年度NHK国民生活時間調査)

雇用者	2時間 33分	7時間54分	4時間52分	7時間33分	2時間 44分	25時間36分
	家事・育児	仕事	余暇	睡眠	その他	
無職	8時間09分	7時間50分	7時間35分	2時間 47分	26時間52分	

31分

(注) 並行して2つ以上の行為をしている場合には、両方の行為の生活時間にそれぞれ含まれる。

VI 家計の状況

夫の被災と家計との関連については、当時すでに現在の夫と世帯をともにしていた者のみを対象として、被災による影響をみ、さらに現在の家計については、被災後新しく世帯をもった者をも含めてその実情を明らかにした。

1 被災による影響

被災により労災保険給付を受けるほかに夫の勤務していた事業所から災害見舞金等の支給を受けた者は6割弱である(VI-1表)。また、被災事業所退職者のうち、退職に伴い金銭の支給を受けた者は3割弱で、内容的には年金よりも一時金が圧倒的に多い(VI-2表)。なお、労働者が仕事で外出中、自動車にひかれたり、高所から頭上へ落ちてきた物にあたったりして負傷した場合など、業務災害の原因が第三者の故意又は過失によるものであれば、第三者から損害賠償金を受けることができるが、それを受けた者は5.3%である(VI-3表)。

VI-1表 被災にともなう支給金の種類別世帯数

支給金の 支給状況	計	支給あり(多答)				支給なし	わからない	不明
		小計	災害見舞金	損害賠償金	その他			
実数	④1,846	1,025	941	44	80	737	82	2
%	100.0	55.5	51.0	2.4	4.3	39.9	4.5	0.1

(注) 被災時、現在の夫とすでに世帯をともにしていた者の計

VI-2表 退職に伴う支給金の種類別退職者世帯数

退職にとも なう支給金 の支給状況	退職者 計	支給あり(多答)				支給なし	わからない	不明
		小計	退職金	事業所独自 の退職年金	その他			
実数	④1,082	285	256	13	31	700	84	13
%	100.0	26.3	23.7	1.2	2.9	64.7	7.8	1.2

(注) 被災時独身者を除いた退職者の計

VI-3表 第三者からの損害賠償金の有無別世帯数

損害賠償の有無	計	受けた	係争中	受けなかった	わからない	不明
実 数	1,846	98	13	1,646	84	5
%	100.0	5.3	0.7	89.2	4.5	0.3

VI-4表 家計への影響の有無別世帯数

家計への影 響の有無	被 灾 時				現 在			
	計	影響がか なりある	とくに大き な影響なし	不明	計	影響がか なりある	とくに大き な影響なし	不明
実 数	1,846	1,472	372	2	1,846	893	951	2
%	100.0	79.9	20.2	0.1	100.0	48.4	51.5	0.1

(注) 被災時、現在の夫とすでに世帯をともにしていた者の計

しかし、そのような被災による収入があったとはいえ、家計維持の中心者であった夫の被災は、当時、8割の世帯に収入減や支出増等によりかなりの経済的影响を与えている(VI-4表)。

しかも、その波紋は就学中の子供にも及び、当時高校生である子どもがいた世帯では3割、中学生や大学生である子どもがいた世帯では2割強が就学に経済的理由によるなんらかの支障をきたしたとしている(VI-5表)。経済的な支障のあった世帯のうち、中学生である子供がいた世帯では、高校進学を断念したもののが半数近くと最も多いが、一方で全日制を定時制に変更しても進学し

VI-5表 就学中の子どもへの影響の有無別世帯数

子供への影 響の有 無	中 学 生			高 校 生			大 学 生		
	総 数	影響あり	影響なし	総 数	影響あり	影響なし	総 数	影響あり	影響なし
実 数	417	102	315	317	96	221	54	14	40
%	100.0	24.5	75.5	100.0	30.3	69.7	100.0	25.9	74.1

たものが2割強と、高校進学への志向の強いこともうかがわれる。また、高校生である子供がいた世帯では、1割が当時の就学そのものを、さらに7割が進学を断念しており、大学生の場合には中退した者が多い（Ⅶ-6表）。

Ⅶ-6表 就学中の子供への影響内容別世帯数

	影 響 内 容	実 数	%
中学生	影響あり 計	102	100.0
	高校への進学予定をやめた	46	45.1
	全日制高校への進学予定を定時制にきりかえた	27	25.5
	そ の 他	29	28.4
高校生	影響あり 計	96	100.0
	大学への進学予定をやめた	67	69.8
	昼間の大学への進学予定を夜間にきりかえた	8	8.3
	全日制高校を定時制にきりかえた	5	5.2
	高校を中途退学した	9	9.4
大学生	そ の 他	7	7.3
	影響あり 計	14	100.0
	昼間の大学を夜間にきりかえた	1	7.1
	大学を中退した	5	35.7
	そ の 他	8	57.2

さて、当時のさまざまな経済的影響は世帯内のやりくりや家族の協力・努力によってきりぬけてきたものが多く、その方法としては、「生活のきりつめ」、「預金の引き出し」、災害見舞金等の「被災による一時的収入」や「家族の就職」などがあげられる。「借金」や「親・親せきからの援助」など世帯外にきりぬける手立てを求める世帯もそれぞれ2割ある（Ⅶ-7表）。

また、半数近くが、現在の家計に夫の被災の影響がかなり持続していると答えている（Ⅶ-4表）。

VI-7表 被災時の影響のきりぬけ方別世帯数

きりぬけ方	影響あり 計	生活の きりつめ	預金の 引き出し	被災に よる一 時的収入	自分や 家族の 就職	田・畠 土地等 の処分	借金を し た	親・親せ きかわの 援助(借金 を除く)	その他	不 明
実 数	1,472	857	581	192	154	88	334	308	63	1
%	100.0	58.2	39.5	13.0	10.5	6.0	22.7	20.9	4.3	0.1

(多答)

2 現在の家計

(1) 収 入

世帯収入の源泉は、公的年金と家族が働いて得た収入によるものが多く、その他、世帯を別にしている子供や親せき等からの仕送り、奨学金、又は分割して支払われている被災時の賠償金、家賃収入等によってまかなわれている(VI-8表)。

VI-8表 世帯の収入費目別世帯数

費目	計	妻の就業	夫の就業	その他(被 族の就業)	公的年金	労災年金	労災就業 援 払 費	その他の 公的年金	奨 学 金	生 保 譲	活 費	そ の 他
実数	1,909	1,306	1,165	543	1,907	1,905	193	975	41	11	115	
%	100.0	68.4	61.0	28.4	99.9	99.8	10.1	51.1	2.1	0.6	6.0	

(多答)

VI-9表 世帯の総収入額階層別公的年金の占める割合別世帯数

公的年金の割合 総収入階層	計	2割未満	2割～ 4割未満	4割～ 6割未満	6割～ 8割未満	8割～ 10割未満	10割	平均 公的年金額
計	1,841 (100.0)	155 (8.4)	371 (20.1)	664 (36.1)	313 (17.0)	165 (9.0)	173 (9.4)	87,259円
5万円未満	24	0	0	0	0	10	14	
5万円～ 10万円未満	194	0	0	0	24	67	103	
10万円～ 15万円～	413	0	46	132	91	88	56	
15万円～ 20万円～	516	21	115	273	107	0	0	
20万円～ 25万円～	371	55	77	183	56	0	0	
25万円～ 30万円～	195	24	89	47	35	0	0	
30万円～ 35万円～	69	23	27	29	0	0	0	
35万円以上	59	32	17	10	0	0	0	

平均総収入額 185,233円

※収入額不明の世帯(68)を除く

なお、これらの収入による50年10月の世帯平均総収入額は約185,000円で、同月の勤労者世帯の全国平均収入額191,828円（家計調査）をやや下回る程度である（V-9表）。

イ 公的年金

夫の被災に対しては、労災保険による障害補償年金のほか、厚生年金、船員保険あるいは国民年金の加入者については同じ事由でそれから年金が支給されている（V-9表）。なお公的年金には、被災に関連した労災保険の就学援護費と、家族が受けている厚生年金等からの老令年金や遺族年金等を含めて計上した。

公的年金の世帯当たりの平均額は約87,000円で、家計収入の5割近くを占めている。

ロ 家族の稼働による収入

6割の世帯で、夫が働いて得た収入があり、平均額は約66,000円で

V-10表 費目別収入額階層別世帯数

収入階層 費目	計	3万円 未満	3万円～ 5万円未満	5万円～ 7万円未満	7万円～ 10万円未満	10万円～ 13万円未満	13万円～ 15万円未満	15万円 以上	不 明	平均収入額
本人の 収入	実数	1,306	302	382	308	125	53	12	10	114
	%	100.0	23.1	29.2	23.6	9.6	4.1	0.9	0.8	8.7
夫の 収入	実数	1,165	56	107	200	329	284	52	75	62
	%	100.0	4.6	9.2	17.2	28.2	24.4	4.5	6.4	5.3
労災 年金	実数	1,905	445	600	364	304	101	35	53	0
	%	100.0	23.5	31.5	19.1	16.0	5.3	1.8	2.8	—

(注) 労災保険の障害補償年金の金額は次の通りである。

障害等級	額	備考
1	給付基礎日額の313日分(86%)	
2	〃 277日分(75%)	全部労働不能
3	〃 245日分(67%)	
4	〃 213日分(58%)	
5	〃 184日分(50%)	
6	〃 156日分(43%)	部分的労働不能
7	〃 131日分(36%)	

世帯収入の4割弱にあたる。また、7割近くの世帯では妻が働いて得た収入があるが、平均約42,000円で世帯収入の2割強と少ない(Ⅶ-10表)。さらに3割弱の世帯ではその他の家族が働いて得た収入があり、その平均額は約94,000円である。

これらの家族の稼動による収入は、世帯収入の5割強を占め、公的年金と半々に家計をささえている。

(2) 支 出

50年11月の家計支出は、世帯平均約131,000円で、同月の勤労者世帯の全国平均支出額176,978円に比べ被災者世帯に支出の手控えがうかがわれる。

なお、11月の支出を10月の収入額に比べると、全体としてはゆとりが感じられるが、所得階層の低い世帯、とくに10万円未満の収入階層では少なくとも2割強の世帯が借金や預金の引出し等で家計を補っている。なお、家計収支については7%の者からは回答が得られなかった(Ⅷ-11表)。

Ⅷ-11表 世帯の総収入額階層別総支出額階層別世帯数

総収入額 総支出額	計	5万円 未満	5万円～ 10万円 未満	10万円～ 15万円 未満	15万円～ 20万円 未満	20万円～ 25万円 未満	25万円～ 30万円 未満	30万円 以上	不 明	
		1,909	24	194	413	516	371	195	126	68
5万円未満	20	6	3	2	7	2	0	0	0	0
5万円～ 10万円未満	359	12	142	129	43	24	5	4	0	0
10万円～ 15万円未満	759	2	33	242	271	140	54	17	0	0
15万円～ 20万円未満	432	0	5	25	167	130	69	36	0	0
20万円以上	206	0	1	4	13	59	59	70	0	0
不 明	133	4	10	11	15	16	8	1	68	
平均支出額		130,571円								

Ⅶ 妻の意識

1 相談相手

夫の被災後、生活に関する相談事は、3割弱が夫、2割弱が家族と、半数近くが家族の間で処理しており、4割が親せき・知人を相談相手としている。その他、被災事業所、公的機関、宗教団体などに主な相談相手を求めている者があり、相談相手が全くいなかった者はごく少数である(Ⅶ-1表)。

Ⅶ-1表 相談相手別対象者数

相談相手	計	夫	家族	親せき ・知人	事業所 の 人	公的機 関の 人	その他	誰も相談 相手なし	不 明
実数	1,846	514	339	718	130	22	33	88	2
%	100.0	27.8	18.4	38.7	7.0	1.2	1.8	4.8	0.1

※ 被災時、現在の夫とすでに世帯をともにしていた者の計

2 困り事等

夫の被災により、当時から現在までの間に感じたとくに困ったこと、つらいことについて、家計、夫、本人、子供などの項目に分けて具体的に聞いてみると、8割が、夫の被災後、困ったこと、つらいことやもめごとなどがあったとその苦しみを語り、とくに、「夫のこと」、「家計のこと」、そして「妻自身のこと」に関しては半数以上の者が悩みごとを訴えている(Ⅶ-2表)。

Ⅶ-2表 困り事の内容別対象者数

困り事 の対象	計	あり(多答)							なし	不明
		小計	家計	夫	本人	子供	家庭全般	その他		
実数	1,909	1,543	1,079	1,257	989	523	400	264	363	3
%	100.0	80.8	56.5	65.8	51.8	27.4	21.0	13.8	19.0	0.2

(1) 家計のこと

経済面での困難をあげているのは、全体の6割弱である。家計を維持していた夫の被災によって、まず直面するのは収入の減少である。また、妻の就労によって家計が補助されていた場合に、夫の介護で仕事を続けられなくなつた者があり、収入減は夫の収入分の減少に限られていない。

収入の減少に加えて、夫の被災に伴う諸経費の出費が家計を圧迫し、とくに出稼就労で被災した例では、夫は就労先で入院し、子供を家に残して妻が看病にかけつけたため、現地と留守宅との二重の生活費や、留守中の農作業手伝いへの手間賃、そして入院先までの妻の交通費と、幾重にも不時の出費を余儀なくされ、被災直後に借金を背負いこんだケースもある。

被災時に住民購入費、乗用車などの借入金や割賦金、その他の借金をかかえていた場合には、返済時期の延伸にも限度があり、当面の生活費の工面にとどまらず家計のやりくりに苦労の多かったことが訴えられている。

公的年金の受給でなんとか生活の目安ができた現在でも夫の被災による経済的な影響が持続している。

また、昨今の物価高による生活への危機感や、経済不況で家族が解雇されて収入が減ったことによる不安定な生活状況を訴えている者が多くみられる。

(2) 夫のこと

困り事の中で最も多くの訴えが集中しているのが夫のことで、7割の者が悩みを持っている。

被災後、夫の精神状態が不安定なことと、それによって受けける家族への影響をあげる者が多く、被災したことと、夫の性格が「ひがみっぽく」、「怒りっぽく」なり、いらいらがこうじて暴力をふるうなど、身体の不自由さを妻や家族にあたりちらしたり、誰にも心をひらかなくなつたと、やり場のない悩みを訴えている。さらに、多少の精神的不安定さは我慢できても、被災が生きることへの無気力さを生み、自分からは何もしようとしてしない。そればかりでなく、周囲の好意で与えられた機会をも受けつけない状態で、夫を励ますすべもないと途方に暮れている姿もみられる。

夫の仕事については、障害者に就労の場が少ないと、また、職場に入っ

ても障害者の働きやすい環境ができていない場合が多いため苦労が多いことや、そのことが原因で仕事が長続きしないなどの声が多い。就労している者についても、不況になればまっさきに人員整理の対象になるのではないかという不安や、幸い元の職場に復職できても、仕事が変った場合、夫の気持の整理がうまくいかない、あるいは夫自身の考えている能力と職場での能力評価とのギャップからくる不満など、就労についての悩みも多い。

その他、障害による機能回復が思うようではない、季節の変り目や気温の変化によって襲う激しい痛みや発作など、身体的な苦悩が夫自身にもみられるが、さらにはそれを介護する家族にも過労やさまざまな肉体的苦痛がみられる。

(3) 妻のこと

夫の被災によって妻が受けたショックは夫同様あるいはそれ以上に強く、しかも、精神的に立直るひまもなく夫の介護にかかりきりになった場合が殆んどである。そのため健康を害したり、そのまま疲労が蓄積しているという訴えが多い。夫の被災後、過労から病弱になり入院療養生活をおくった者や入院・退院のくりかえしが続いている者がかなりある。

ついで妻の就労に関連した悩みも多く、つとめに出ていた妻が、夫の介護のために退職したり、疲労でつとめを続けられなくなったり、さらに、夫の被災で行きづまつた家計を自分の収入で少しでも立て直したい気持と思うように行動できない状態との板ばさみになったりしているという声も多い。また、家業をもっている妻からは、力仕事や繁忙時は、夫の手伝いで支えられていたものを、全て自分でやりしなければならず、仕事の上での苦労が多くなったという者もある。

障害者である夫の世話と同時に、家庭全般の責任が妻にかかり、精神的にも身体的にも大きな重圧をうけとめながら、精一杯頑張っている妻の姿多くの訴えの中からひしひしと感じとられる。

(4) 子供のこと

夫の被災当時は、妻が夫の介護に専念せざるをえない状態で、家庭のことには手がまわらず、とくに幼児の世話・子供のしつけに目がとどかなかったこ

とを悩みとしてあげている者が多い。

夫が家庭にもどってからは、外見的な傷跡が残っていたり、感情の起伏が激しかったりで、父親に対して子どもが恐怖心や嫌悪感をもち、父親のそばに近よらなくなったり、学校で、友達から父親の障害をはやしたてられる子どもの姿をみたりすると、夫の被災が子供の性格に影響を与えるのではないかという不安や、これから親子関係のあり方などを考え気が重くなるばかりという訴えがめだつ。

しかし、子供についての悩みは、小さな子供のある者を含め、将来の進学や結婚に対する心配がより大きい。生活の状態からいえば進学は無理と考えながらも、一方子供の意思を尊重したり、せめて高校まではという親としての責任を考えたり、その間をゆれ動く妻の苦悩がみられる。さらに、家族に障害者があることで、なかなか縁談がまとまらなかったり、あるいは、将来子供の結婚の障害になるのではないかという懸念をもったりしている者が多い。

(5) 家庭全般のこと

夫の被災によって家庭が暗くなつたという者がめだち、被災当時は将来のくらしへの不安、現在では夫への気づかいにふりまわされることや、家庭の雰囲気が夫の気分で変ってしまうなどで、家族の不満がうつ積していることをその原因にあげている。明るい家庭をと心がける妻の努力があつてもその暗さから抜けられないと、重苦しい家庭の実情を伝える声がきかれる。

さらに、夫に対する気づかいや生活のきりもりなどで、夫の被災後、家庭の中心となつてゐる過労気味の妻が倒れたり、家族が病気になつたりで、現在のくらしや家族に少しでも変化が生じた場合、家庭は崩壊してしまうという訴えに、張りつめたくらしの状況がうかがわれる。

(6) その他

家族に関するこのほかに、障害者に対する社会一般の理解が薄く、障害者の生活範囲をせばめることになり、さらに、障害者の家族に対しても偏見がもたれていますと訴えている者が多い。

ことに、親せきとのつきあいでは、援助を求めるわけでもないのに、夫の

被災後、つきあいがなくなったという者がめだち、まわりの人々とのつきあい以上に親せきとのつきあいの複雑さ、むずかしさを味わったという声がきかれる。

日常の近所とのつきあいでは、動かずに年金をもらってのんびり暮しているとの羨望がつらい、また、夫が被災後性格が変り、相手がまわぬ言動で近所の人々に迷惑をかけていたり、男手がなく、地域の共同作業に十分な参加ができないことなど、肩身のせまい思いをしながらくらしているつらさを訴える者がみられる。

3 要 望

労働災害について、被災者家族の立場から、8割の者が関係各方面に対しての要望をもっており、中でも国や地方自治体への期待が大きい。

要望の主たるものと調査事項別にみると、「労災年金の増額」が多く、他に「被災者の就労の便宜」や「事業所の被災者への配慮」、さらに災害を未然に防ぐため「職場環境整備・安全教育」への要望がみられる。また、「補装具」について、重さ、大きさ、体裁、そして修理の際の代替補装具の円滑な貸与などを改善の希望がだされている。このほか、機能回復施設の充実、融資制度の拡充、相談体制の充実、労災病院の増設、障害者家族の連絡体制作り等々、被災者家族それぞれのおかれている立場によってさまざまな要望がみられる（Ⅷ-3表、Ⅷ-4表）。

Ⅷ-3表 要望の有無別対象者数

有 無	計	あ り	な し	不 明
実 数	1,909	1,539	369	1
%	100.0	80.6	19.3	0.1

VII-4表 要望別緊急順位別対象者数

要望	緊急順位	計	1 位	2 位	3 位
計		1,539	1,539	1,287	950
労災年金の増額		1,212	916	173	123
補装具の改良		335	104	169	62
機能回復 施設の充実		325	85	159	81
被災者の就労の便宜		402	81	177	144
融資制度の拡充		225	32	109	84
相談体制の充実		180	26	75	79
事業所の整備安全教育		385	107	157	121
被災者に対する事業所の配慮		532	118	206	208
その 他		177	67	62	48

付 錄

労働災害家族の生活実態に関する調査

昭和50年11月

労働省婦人少年局

(窓で事由に記入すること)

保護用紙名	サンプル番号	調査実施月日	月 日	調査員氏名
年金証番号		扶養児生年月日	年 月 日	支給事由児生年月日
被災者氏名	生年月日	年 月 日	現住所	
被付基準日額	障害補償年金		厚年等年齢	就学授業費
スライド率	障害等級	障害部位	種種番号	規格番号

記入方法 故当する数字を○で囲むこと、但し各欄に指示のないものは1つだけに○印、()内には具体的に記入すること

問1 あなたのご家族について
現在及び主人が被災した
当時のようすをうかがわせて
下さい

家族とは、収入をともにしている者
就労とは、収入をともなう仕事をしていること

1 現 在

収入持続者に○印

被災	年令	就労状況	就学状況	累計 持続者
1 本人(妻)	1有2無			
2 夫	1#2#			
3	1#2#	1未就学2小3中4高5大		
4	1#2#	1# 2#3#4#5#		
5	1#2#	1# 2#3#4#5#		
6	1#2#	1# 2#3#4#5#		
7	1#2#	1# 2#3#4#5#		
8	1#2#	1# 2#3#4#5#		

問3 (夫の被災時に仕事をしていた人)

あなたは、ど主人が被災され
れた時にどんな仕事をしてい
ましたか

1. つとめ
2. 農 業
3. 農業以外の自営業
4. 内 勤
5. その他()

問4 (夫の被災時に仕事をしていた人)

ご主人の被災後、仕事を変
りましたか

1. 変った
2. やめた
3. 変らない

8Q (変わった人、やめた人)

仕事を変えたり、やめた
りした理由は、ど主人の被
災と関係がありますか

1. 関係はない
2. 関係がある

2 被災時

被災	年令	就労状況	就学状況	累計 持続者
1 本人(妻)	1有2無			
2 夫	①有			
3	1有2無	1未就学2小3中4高5大		
4	1#2#	1# 2#3#4#5#		
5	1#2#	1# 2#3#4#5#		
6	1#2#	1# 2#3#4#5#		
7	1#2#	1# 2#3#4#5#		
8	1#2#	1# 2#3#4#5#		

問5 (現在仕事をしている人)

あなたは現在、どんな仕事を
されていますか

1. つとめ
2. 農 業
3. 農業以外の自営業
4. 内 勤
5. その他()

問6 (仕事をしている人で、学年前の子どものある人)

あなたが働いている間、か
子さんのめんどうは、どうし
ていますか

1. 公営の保育施設に預けている
2. 民間の保育施設に預けている
3. 職場の保育施設に預けている
4. 家族がみている
5. 本人が仕事をしながらてい
る
6. 家族以外の人みでもらって
いる
7. 誰もみる人がいる
8. その他()

問7 あなたの現在のお住いは

持家ですか
公務員宿舎は本当に
公園・公社の住宅
は本当に含めて下さ
い

1. 持 家
2. 社 宅
3. 民間の賃貸住宅
4. 公営の賃貸住宅
5. その他()

問7. (仕事をしていない人)

あなたが現在仕事をしていないのはどんな理由ですか

SQ (1に答えた人に)

仕事につかないのはどんな理由ですか

- 1 仕事につきたいがつけない
- 2 仕事につく気はない

問8. あなたは、収入につながる

資格や免許などでどんなものをもっていますか(該当する数字を○で囲んで下さい)

SQ (仕事をしている人)

現在の仕事に、その資格などを立証していますか

(仕事始める時に挙立ったものも含めて、該当する数字を○で囲んで下さい)

- 1 実の世話
- 2 家事・育児
- 3 自分が病弱
- 4 適当な仕事がない
- 5 その他()

問9. ご主人は、現在収入をとも

なう仕事をしていますか

- 1 つとめ
- 2 美 美
- 3 農業以外の自営業
- 4 内 務
- 5 その他()
- 6 仕事をしていない

問10. (夫がつとめをしている人)

ご主人は被災した時の会社につとめていますか

- 1 被災事業所に勤務
- 2 被災事業所につとめているが休業中
- 3 被災後、別の事業所に勤務

問11. (夫が被災事業所に復職している人)

ご主人は被災時から復職までどのくらいの期間がありました (年 月)
しましたか

問14. ご主人は被災したことで、

会社から何かか金の支給をうけましたか
それはどんな種類の支給ですか(送金を除く)

- 1 災害見舞金
- 2 損害賠償金
- 3 その他()
- 4 支給はなかった
- 5 わからない

問15. (夫が退職した人)

ご主人は退職する時に会社からどんな支給をうけましたか

- 1 退職金
- 2 退職年金(事業所独自のもの)
- 3 その他()
- 4 支給はなかった
- 5 わからない

問16. ご主人は被災によって第三者

者からの損害賠償金をうけましたか

- 1 うけた
- 2 係争中
- 3 うけなかった
- 4 わからない

問17. ご主人は日常の生活や身の

まわりのことについてどんな手助けや気くばりが必要ですか
(該当するもの全部に○印)

- 1 洗面・食事・着がえ・用便等の手助け
- 2 入浴・清拭の手助け
- 3 歩行の手助け
- 4 外出の内容・つくり方への気くばり
- 5 通外出をしないような気くばり
- 6 神経をいらだたさないような気くばり
- 7 その他()
- 8 とくに必要なない

SQ) 主にどなたが世話をしていますか

- 1 本人(妻)
- 2 家 族
- 3 家族以外の人
- 4 その他()
- 5 世話をする人がいない

SQ2) あなたや家族が世話をす

る時間は平均して1日どのくらいですか (時間 分)

問12. (夫が被災事業所を退職した人)

ご主人が被災事業所を退職されんのは被災と関係がありま

- 1 関係はない
- 2 関係がある

問13. (夫が別の事業所につとめている人)

ご主人は被災時から次の就職までどのくらいの期間がありました (年 月)
ありましたか

問18. ご主人について。現在日常生活費以外に被災したことに関連して特別の支出が必要ですか
(1カ月の平均額)

範 囲	円
1 世話をしてくれる人の手当	円
2 特別の食費	円
3 特別の衣料費	円
4 特別の交通費	円
5 その他	円
6 とくにない	円

問19. あなたは、ふつうの日、1

日をどのように過していますか

仕事とは収入をともなう
ものもいい。仕事の時間
には通勤時間等を含めて
下さい

1 夫の出勤	時間 分
2 総務・育児	× ×
3 仕事	× ×
4 休息・娛樂・趣味	× ×
5 睡眠	× ×
6. その他	× ×
計	24 = 00分

2 当時、高校生だったお子

さん

- 1 支障があった
2 とくに支障はなかった

SQ (支障があった人に)

どのような支障があり
ましたか

- 1 大学への進学予定をやめた
2 昼間の大学への進学予定を夜
間に引きかえた
3 全日制高校を定期制(きじ)かえた
4 高校を中途退学した
5 その他()

問20. あなたの生活中でどんな

時間がもっとほしいと思いま
すか
(□つまで記○印)

1 夫の世話
2 家事・育児
3 仕事
4 休息・娛樂・趣味
5 睡眠
6 その他()
7 とくにない

3 当時、大学生だったお子
さん

- 1 支障があった
2 とくに支障はなかった

SQ (支障があった人に)

どのような支障があり
ましたか

- 1 昼間の大学を夜間に引きかえた
2 大学を中途退学した
3 その他()

問21. ご主人の被災により深刻に

影響を受けましたか

1 被災時

- 1 影響がかなりあった
2 とくに大きな影響はなかった

SQ (影響がかなりあった人に)

どのようにしてきりぬ
けましたか

(主なもの2つまで記
○印)

- 1 生活をきりつめた
2 借金をした
3 田・畠・土地等を割分した
4 現金をかろした
5 自分や家族が働きにでた
6 犬・猫等からの援助
(借金を除く)
7 被災による一時的収入
8 その他()

2 現在

- 1 影響がかなりある
2 とくに大きな影響はない

問22. お宅では先月(10月)ど

のくらいの手取り収入があ
りましたか

農業、自営業については、
年間の1ヶ月平均額
金額については、できる
だけ円の単位まで記入し
て下さい
預金の引出し、借金は取
入には入れないで下さい

東京で記入

額 円
1 本人(妻)が働いて得た収入
2 夫が働いて得た収入
3 その他の収入が働いて得た収入
4 公的年金(小計)
⑤労災年金
⑥就学支援費
⑦その他の公的年金
8 美空会(被災費を除く)
9 生活保護費
10 その他

問23. お宅では先月(10月)ど

のくらいの支出がありました
か

問24. ご主人の被災後、あなたの

相談相手になってくれたのは
主にどなたですか

1 夫
2 家族
3 犬・猫・知人
4 被災した事業所の人
5 公的機関の人
6 その他()
7 犬も相談相手がない

問25. (被災時に中学生以上の子どもがいた人)

ご主人の被災はお子さんの

就学、進学に支障がありま
したか

1 当時、中学生だったお子
さん

- 1 支障があった
2 とくに支障はなかった

SQ (支障があった人に)

どのような支障があり
ましたか

3 その他の()

- 1 高校への進学予定をやめた
2 全日制高校への進学予定を定
時刻に引きかえた
3 その他()

問26. ご主人が被災したことで、

被災時から現在までの間にとくに困ったこと、つらいこと、もめごと等がありますか

該当するもの全部に○印、その具体的な内容を項目ごとに〔 〕内に記入して下さい

1. 病気のこと(収入の減少や支出の増加など)

[Large empty box for writing]

2. 夫のこと(夫の介護、機能回復、就労、精神状態など)

[Large empty box for writing]

3. 本人(妻)のこと(本人の就労、通勤、通学など)

[Large empty box for writing]

4. 子どものこと(保健、しつけ、教育、将来など)

[Large empty box for writing]

5. 家庭全般のこと(家族の健康、家庭の雰囲気など)

[Large empty box for writing]

6. その他(隣せき、近所とのつきあい、相談相手など)

[Large empty box for writing]

7. とくにない

問27. 労災の被災家族としてあなたは公の機関や事業所にどのようにお手をとりますか

希望するものについてまつまで、希望の扱いのから順に1, 2, 3の数字を書き入れて下さい

1. 要望がある
2. とくに要望はない

- () 労災情報年金の増額
() 携帯器具の改変
() 機能回復・技能習得のための施設の充実
() 被災者の就労の便宜
() 被災者家庭の扶助
() 相談体制の充実
() 事業所の職場環境の整備安全教育の普及
() 被災者に対する事業所の配慮
() その他
()

調査員所見

労働災害家族の生活実態に関する調査

附帯調査(生活時間調査)票

都道府県名	サンプル番号	障害等級	本人(妻) の就労状況	1. 雇用者	2. 家業・農業	3. 内職	4. 無業
-------	--------	------	----------------	--------	----------	-------	-------

問 ご主人の仕話をする時間は平均して

いますか

1. 特定の日に多くれる
2. 平均している

どんな日ですか

それは月に何日位ありますか

1. 本人(妻)の休日 ()日
2. 夫の連続日等 ()日
3. その他() ()日

〔記入の仕方〕

I 記入する日数

- (1) 本人が就労している場合 ① 平日
② 特に介護時間が必要な日
③ 休日(収入をともなう仕事をしない日)

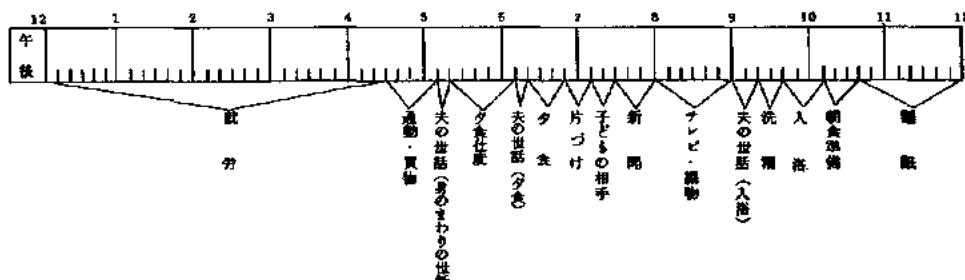
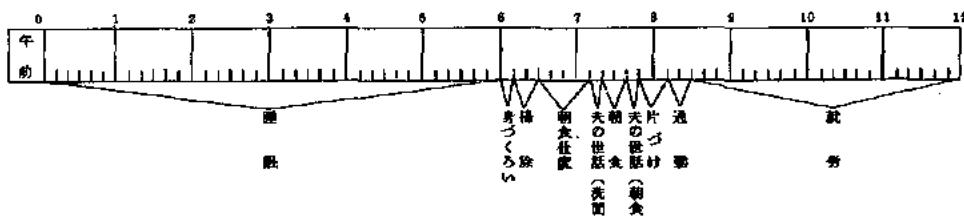
- (2) 本人が就労していない場合 ① 平日
② 特に介護時間が必要な日

II 記入する日

個人調査実施日、最も近い日の1日(24時間)について記入すること

III 記 入 例

(10)月(1)日 (水)曜日



② ()月()日 ()曜日

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
午 前												

12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
午 後												

③ ()月()日 ()曜日

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
午 前												

12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
午 後												

④ ()月()日 ()曜日

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
午 前												

12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
午 後												

労働者災害補償保険について

労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）は、労働者が業務災害又は通勤災害をこうむった場合に、その労働者や遺族に保険給付を行うために政府が取り扱っている保険である。

労災保険で受けられる保険給付には、業務災害に関する保険給付として療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料及び長期傷病補償給付があり、通勤災害に関する保険給付として、療養給付、休業給付、障害給付、遺族給付、葬祭給付及び長期傷病給付があるが、今回の調査と関係のある障害補償給付、保険施設（保険サービス）等について略記する。

1 保険給付

(1) 障害補償年金

労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、その傷病が治ゆし、身体に一定の障害が残った場合に支給される障害補償給付は、障害の程度に応じて第1級から第14級までに分れ、第1級～第7級は障害補償年金、第8級～第14級は障害補償一時金が支給される。

今回の調査では対象を障害等級第1級～第7級の者に限ったが、これらの障害者には年金として給付基礎日額^(注)の313日分～131日分が支給される。

(注) 給付基礎日額とは、各保険給付算定の基礎となる額で、原則として労働基準法の平均賃金相当額とされている。平均賃金は、原則として災害が発生した日（賃金締切日がある場合は直前の賃金締切日）以前3カ月間に支払われた賃金（臨時に支払われた賃金及び3カ月を超える期間ごとに支払われる賃金等を除く）の総額をその期間の総日数で除した金額である。

(2) 障害等級

障害等級第1級～第7級の給付内容と身体障害の程度は次のとおりである。

障害等級	給付の内容	身 体 障 害
第1級	当該障害の存する期間1年につき給付基礎日額の 313日分	1 両眼が失明したもの 2 そしやく及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 削除 6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7 両上肢の用を全廃したもの 8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9 両下肢の用を全廃したもの
第2級	同 277日分	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 両上肢を腕関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	同 245日分	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしやく又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの
第4級	同 213日分	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしやく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの

第5級 同

184日分

- 6 両手の手指の全部の用を廃したもの
- 7 両足をリストラン関節以上で失ったもの
- 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になつたもの
- 1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
- 1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
- 2 1上肢を腕関節以上で失ったもの
- 3 1下肢を足関節以上で失ったもの
- 4 1上肢の用を全廃したもの
- 5 1下肢の用を全廃したもの
- 6 両足の足指の全部を失ったもの

第6級 同

156日分

- 1 両眼の視力が0.1以下になつたもの
- 2 そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
- 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの
- 3の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
- 4 せき柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの
- 5 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの
- 6 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの
- 7 1手の5の手指又は母指及び示指を含み4の手指を失ったもの

第7級	同	131日分	<ol style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になつたもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 2 の 2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 削除 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手の母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの 7 1手の5の手指又は母指及び示指を含み4の手指の用を廃したもの 8 1足をリストラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの
-----	---	-------	--

- 身体障害が2つ以上ある場合には重い方の身体障害の該当する障害等級による。
- 13級以上の障害が2つ以上ある場合には重い方の等級を1~3級くりあげ障害等級とする。

(3) 障害部位

本文中使用した障害部位については、次のとおりである。

障 傷 部 位

部 位	部 位 の 内 容	部 位	部 位 の 内 容
頭 部	1. 頭蓋部 2. その他		8. その他
胴 体	1. 背 部 2. 胸 部 3. 腹 部 4. 骨盤部 5. その他	下 肢	1. 臀 部 2. 大 腿 3. ひ ざ 4. 下 腿 5. 足 首 6. 足 7. 足 指 8. その他
上 肢	1. 肩 2. 上 脱 3. ひ じ 4. 前 脱 5. 手 首 6. 手 7. 指	複合部位	1. 頭部と胴体 2. 頭部と肢體 3. 胴体と肢體 4. 上肢と下肢 5. その他

(4) スライド制

保険給付の額は、支給事由の生じた当時の賃金（給付基礎日額）をもとにして計算される。ところが年金給付の場合、長期間にわたって支給されるので、一般的賃金水準が一定の限度を超えて変動したときは、年金給付の額が改定されるようになっている。このように経済的諸条件の変動に応じて、年金給付などの実質的価値を持続するため、その額を調整することをスライド制という。

障害補償年金給付のスライドは、「毎月勤労統計」による全産業の平均給与額を基礎とし、その平均給与額が、傷病の発生した年における平均給与額の20%を超えて上下し、その状態が継続すると認められるときにスライドが行われる。

なお、このようにして改定された年金給付の額についても、その後さらにまた平均給与額が20%を超えて変動した場合で、その状態が継続すると認められるときは、同じ方法によってスライドが行われる。

2 労災保険の給付と他の諸制度との関係

労災保険の給付は、労働者が業務災害又は通勤災害によって失った稼得能力の損失をてん補することを目的としている。しかし、労災保険以外の制度による給付にも労災保険の保険給付と目的あるいは効果を同じくするものがあり、これらの給付が労災保険の保険給付と重複して行われることがある。これは、一つの損害に対して二重のてん補が行われることとなり、不合理な場合も少なくないので同一の損害について労災保険の保険給付と他の制度による保険給付が同時に行われる場合には、両者の支給の調整が行われる。

(1) 労働基準法との関係

労働者の業務災害に関しては、事業主は、労働基準法に規定される災害補償を行わなければならないが、この事業主の災害補償責任は、同一の事由により労災保険の保険給付が行われるべき場合には免除される。

(2) 損害賠償との関係

業務災害又は通勤災害が、第三者の不法行為によって発生したときには、労災保険の保険給付を請求できるとともに、加害者に対しても民事上の損害賠償の請求ができる。その場合の調整の方法として、次の2とおりがある。

① 同一の事由について損害賠償が先に行われたときは、その価格の限度で、労災保険は給付義務を免れる。年金給付のように、継続的に支給される給付については、給付額が受給権者が受けた損害賠償額に達するまで、その支給は停止されるが、支給停止の期間は、3年を限度とする取扱いとなっている。

② 労災保険の給付が先に行われたときは、その価格の限度で、同一事由について被災者の有する損害賠償請求権を政府（労災保険）が代位取得する。

また、事業主の損害賠償義務については、被災労働者が労災保険から受けた給付の限度で、事業主は同一事由による損害賠償義務を免れる。

(3) 厚生年金、国民年金等の公的年金との調整

労災保険の年金受給者であって、同一事由で厚生年金、船員保険あるいは国民年金を支給されるときは、厚生年金および船員保険の場合は支給額の1/2に相当する額を、国民年金保険の場合は支給額の1/3に相当する額を、それぞれ労災年金から調整（差し引き）して支給することになっている。

③ 保険施設（保険サービス）

業務災害又は通勤災害を受けた労働者やその遺族は、保険給付のほか必要に応じて種々のサービスを受けることができる。このようなサービスを「保険施設」といい、その一部は労災保険が出資している労働福祉事業団で行っている。

障害補償年金の受給者が利用できる保険施設には次のようなものがある。

種類	内容	備考
労災就学援護費	別記1	1級から3級までに適用
障害特別支給金	別記2	49年1月1日より適用
外科後処置	義肢装着のための再手術、醜状軽減のための再手術など	
義肢等補装具の支給	義肢、義眼、眼鏡、手動式自動車、補聴器、人工喉頭、かつら及び装着式収尿器の支給	
温泉保養	1障害につき1回7日間の保養で宿泊料、食事料、入湯料、施設の定額サービス料の支給	1級から8級まで
保険施設旅費の支給	外科後処置、義肢又はかつらの探型、装置、義眼装かん、温泉保養のために旅行する場合に交通費、宿泊料、日当の支給主として休養を必要とする者が利用できる。	
休養所		
せき難損傷者に対するアフターケア	診療、保健指導、保健のための処置及び検査（褥瘡処置・麻痺域の視触検査）、薬剤の支給	1級から3級のせき損者
労災リハビリテーション作業所	健康管理を行うとともに作業に従事させその自力更生を援助	"
生業援護金	別記3	1級から7級までに適用
社会復帰資金	別記4	1級から7級のせき損者に適用
自動車購入資金	別記5	"

<別記>

1. 労災就学援護費

業務災害又は通勤災害により死亡した者の遺族並びに重度障害を受けた者及びその家族が安心して学業を続けることができるよう、労災保険の年金のほかに学資の援助を行うことを目的としている。

この制度は、他の育英制度と異なり支給されるものであるから、返還する必要はない。

(1) 支給対象

遺族補償年金、障害等級第1級～第3級に該当する障害補償年金若しくは長期傷病補償給付又はこれらの給付に相当する通勤災害に関する保険給付の受給権者であって、次の各要件に該当する者に支給される。

① 年金の受給権者または被災労働者の子で、学校教育法第1条に定める学校（幼稚園および通信制を除く）に在学していること。

ただし、死亡労働者の子については、その労働者の死亡当時その収入によって生計を維持されていた者であること。

② 年金の受給権者と生計を同じくしている者であること。

③ 年金の給付基礎日額が6,500円以下であること。

④ 学資の支弁が困難であると認められること。

(2) 支給額

在学者1人についての月額は下表のとおりである。

学校区分	月額	備考
小学生	2,000円	盲学校、ろう学校、養護学校の小学部を含む。
中学生	3,000円	盲学校、ろう学校、養護学校の中學部、夜間中学部を含む。
高等学校	4,000円	高等専門学校第1学年～第3学年、盲学校、ろう学校、養護学校の高等部、定時制を含む。
大学生	8,500円	高等専門学校第4学年・第5学年、夜間学部、短期大学、大学院を含む。

2. 障害特別支給金

障害特別支給金は、労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）に基づき保険施設として支給される4種の特別支給金のうちの一つである。障害の程度に応じ第1級の128万円から第14級の5万円までの金額が支給される。

ただし、障害特別支給金は、47年度中に支給決定がなされた本調査対象者の夫には支給されない。

3. 生業援護金

障害等級第1級から第7級の障害補償給付又は障害給付は、遺族補償給付又は遺族給付、長期傷病補償給付又は長期傷病給付を受けた者で適切な計画のもとに事業を営むため一定の金融機関から資金の融通を受ける者に、融資額に対する2年間に支払った利子相当額（限度額2万円）が支給される。

4. 社会復帰資金

せき臓損傷者であって、労災病院等に入院し、傷病が治ゆし、障害等級第3級以上の者に対し、日常生活が容易にできるように住宅の改造や技能を習得し、社会復帰を促進することを目的として70万円を限度に無利子、10年間の均等年賦償還で貸し付ける。

5. 自動車購入資金

せき臓損傷者であって、労災病院等に入院し、傷病が治ゆし、障害等級第3級以上でかつ運転免許を有する者に対し、その足を確保することにより職業的自立を促進するため、70万円を限度に、年利3%，8年以内の均等月賦償還で貸し付ける。